

吉川沙織君 民進党の吉川沙織でございます。
どうぞよろしくお願いいたします。

行政が信頼を獲得するためには、政策立案の基となる統計等データが正しいものであること、国民共有の知的資源である行政文書が適正に作成、管理されていることは言つまでもありませんが、これに対する総務大臣の御所見を伺います。

国務大臣（野田聖子君） お答えいたします。

御指摘のとおり、一般に統計データや行政文書といった様々なエビデンスを踏まえて政策を立案することは重要なことと考えています。このため、

政府においては、昨年六月の骨太の方針に基づいて、現在、証拠に基づき政策立案を推進する体制の構築や実践を進めているところです。

また、政策立案の基礎となる統計の改善に資するため、政府の各種の既存データや民間データの活用を推進することなどを内容とする統計法等の改正法案を去る三月六日に国会に提出するなど、統計改革を推進しております。

そして、行政文書については、公文書管理法の趣旨に踏まえ、適切に管理を行っていくことが必要と考えております。

吉川沙織君 実は今のは、三月一日の参議院予算委員会基本的質疑で総理にも同じ質問をしています、統計等データの信頼性と国民共有の知的資源である行政文書の作成、管理の適正性について、実は質問の翌朝、皆様御案内のとおり、三権分立の根幹を揺るがし、行政の信頼性を毀損する公文書の改ざん問題が報じられ、今日に至っています。

よって、今回も行政の信頼性と統計等データの在り方という観点から、まず地方税に関して質疑を行うこととし、最初に地方消費税の清算基準の見直しについて伺います。

今般の地方消費税の清算基準の見直しについては、いわゆる統計カバー率と人口カバー率を五〇%ずつとしようとしています。これは、人口カ

バー率が拡大することで地方消費税の流れを大都市から地方部へと流れる結果となることに着目して見直しすることとしたのではないかと。すなわち地域間の税収格差を是正すること、水平的財政調整を行うことを目的に、あえて人口カバー率を拡大したのではないかとこの疑念が湧いてしまっています。

総務省としては、衆議院総務委員会の審議で総務大臣や自治税務局長が答弁されているように、あくまで最終消費地と税収の帰属地とを一致させる趣旨であるとするのが公式見解だとは思いますが、そうであれば、財政調整を行うために清算基準の見直しを行ったのではないかと、そして、今後もその趣旨から清算基準の見直しを行うことはないということをお願いいたします。

総務大臣、よろしくお願ひします。

国務大臣（野田聖子君） お答えします。

地方消費税の税負担は最終消費者に求めるものであることから、その税収も最終消費地の都道府県に帰属させる必要があります、そのために清算制度が導入されております。

今回の清算基準の見直しは、平成九年度に地方消費税が導入されて以来二十年が経過いたしました。そこから、この間の社会経済情勢や統計制度の変化等を踏まえて、地方消費税の税収をより適切に最終消費地の都道府県に帰属させるために見

直すものであります。偏在是正を目的に行うものではありません。

今後とも、地方消費税については、清算を通じて最終消費地と税収の帰属地を一致させるという原則に変わりはありません。

吉川沙織君 原則は変わらないという御答弁をいただきました。これから見直しをするに当たっても、その答弁、大事にしていきたいと思えます。

次に、財務省に伺います。

地方交付税総額の圧縮を折に触れて主張をされております財政制度等審議会も、地方消費税の清算基準について人口基準の比率を大幅に高めることを主張されておりますが、財務省の見解を伺います。

政府参考人（茶谷栄治君） お答え申し上げます。

これまでの地方消費税の清算基準は、最終消費の実態を適切に反映できていないなどの問題があったことを踏まえ、適切な税収帰属を図る観点から統計データの利用法等を見直すこと等により、結果として人口基準の比率を大幅に高めるなど、抜本的な見直しが必要であると主張してきたところでございます。

吉川沙織君 結果としてということでございますが、例えばですけど、地方部の税収が増加す

れば、これは地方交付税総額をこの所要額を減らすことができるというもくろみは背景にないということを確認しておきたいと思いますが、財務省よろしいですか。

政府参考人（茶谷栄治君） お答え申し上げます。

今般の見直しは、地方消費税の適切な税収帰属を図るといふ観点から行われたものと考えておるところでございます。

吉川沙織君 適切な税収の帰属と二回続けておっしゃいました。

例えば、昨年十月三十一日、財政制度等審議会の財政制度分科会で担当の主計官は、「私どももいたしましたも、人口基準の比率を大幅に高めるなど抜本的な見直しが必要ではないかと、このように考えております。」と発言され、とある委員は、「国から地方へという交付税の配り方ではなく、水平にすることによって国民全体の負担が小さくなっていくし、透明性を増すと思うのです。」これらの発言に鑑みれば、やっぱり地方交付税の総額を圧縮したい、国から地方へではなく、地方間でやり取りをしないとも読めなくはないんですが、いかがですか。

政府参考人（茶谷栄治君） お答え申し上げます。

繰り返し申し上げますが、財務省としても、あ

くまで適切な税収帰属を図る観点から行ったものに変わりはありません。

吉川沙織君 三回続けて同じ答弁でしたけれども。

では、その適切な税収の帰属という観点で、今回、地方消費税の清算基準の見直しによって、統計カバーで見えていたのが、今まで七五%だったのが五〇%になりました。これは、逆に言えば、既存の統計が最終消費地と税収の帰属地を一致させることにすら使用することができない、この事態が明らかになったのではないかと言えます。

経済活動に関する都道府県別の統計がこのような現状にあるということは、地方消費税の清算基準に活用できないという点にとどまらず、我が国の根幹を支える重要な統計インフラが十分には整備されていないということになりませんか。総務大臣、お願いします。

国務大臣（野田聖子君） 統計データのカバー外の、今回、代替指標として人口を用いるということなんですけど、今回は見直しによって統計データのカバー外が五割になったわけですけど、その代替指標につきまして、検討会で、地方公共団体に地方消費税の最終負担者である住民にも分かりやすい簡素なものであることが必要だと言われました。それに加えて、電気、水道、情報通信業など、カバー外に存在すると推計される消費に

ついては、人口との相関関係が強いということでも、人口が最も適当であると考えられたことを踏まえて、人口を用いることにしたと承っております。御理解いただければと思います。

吉川沙織君 統計カバー率が今まで七五%だったのが五〇%に減りました。カバーできないものについては人口の比率を上げて代替をしたということですけども、統計でカバーできていた範囲が減ったということは、それ統計でカバーできない範囲があるということですから、それはお認めになっていただけませんか。

政府参考人（内藤尚志君） 今御指摘いただきましたけれども、検討会におきまして専門家の御議論をいただきましたときに、必ずしも統計の数値と最終消費地が一致をしていないということから外すのが適当だというふうにされたものでございまして、御指摘のとおりでございます。

吉川沙織君 今伺っていますのは、統計カバー率が今まで七五%が五〇%にまで減ってしまったということ、そもそもその税収の帰属地を決めるための統計が、やっぱり国の根幹である統計インフラが十分ではないということの裏返しだと思っんです。そのことについていかがですかとお伺いしています。

政府参考人（内藤尚志君） 私の方でお答え申し上げますのは、地方消費税の清算基準として

その統計データを用いることが適当ではないという観点でお答えさせていただいたところでございます。

吉川沙織君 統計データを用いることが適当でないという事は、それは例えば去年の十月三十一日の財政制度等審議会財政制度分科会でも、とある委員が、「やはり今の統計基準にあまりにも多くの不備があるという問題だと思います。」。つまり、税込の帰属地、清算基準に用いることが十分にはできない統計だからこそ減っただけではないんですか。

政府参考人（内藤尚志君） お答えを申し上げます。

大変恐縮でございます。繰り返しでございますけれども、いわゆる統計データがその最終消費地とリンクをしていないデータであるということから、地方消費税の清算基準のデータとして用いることは適当でないということで今回の結論に至ったものでございます。

吉川沙織君 では、少し違う観点から伺います。今般の見直しで、統計データは七五%から五〇%まで減った一方で、人口カバー率が一七・五%から五〇%にまで大きく拡大しました。これは既存の統計ではカバーできないがゆえに拡大しているということ、これはいいですね。

政府参考人（内藤尚志君） お答え申し上げます。

す。

今御指摘ございましたように、統計データを用いることが適当だというものをまずピックアップいたしました。それが五〇%ということになりましたので、残りについては統計を用いることができない中で代替指標として人口を五〇%にしたということでございます。

吉川沙織君 用いることができないので、人口カバー率を一七・五%から五〇%に上げたということはいいですね。

政府参考人（内藤尚志君） 御指摘のとおりでございます。

吉川沙織君 その理解を前提にすると、今後、例えば統計の対象が拡大し、またその統計の精度が高まれば、統計カバー率が一旦下がってしまいましたけれども、また拡大する方向で見直しされるということもあるということで、総務省、よろしいでしょうか。

政府参考人（内藤尚志君） お答え申し上げます。

今般の見直しでは、地方財政審議会の下に設置いたしました学識経験者を交えた検討会での専門的な議論をおきまして、できる限り統計を活用して最終消費の額を把握するという観点に立ちまして、新たに清算基準として利用可能な統計データがないかどうかにつきまして検証を行ったこと

でございます。しかしながら、いずれの統計データも都道府県別の金額が把握されておらず、清算基準に用いるためには一定の推計が必要ということで、現時点では見当たらないという結論に達したところでございます。

この検討会報告書では、清算基準として利用可能なデータがないかどうかの検証作業は定期的に行われるべきとされているところでございまして、総務省といたしましても、今後の統計改革などを踏まえながら、清算基準として利用可能な統計データがないかどうかについて引き続き検討してまいりたいと考えております。

吉川沙織君 今、税務局長がおっしゃった検証作業は定期的に行われるべきであるというのは、昨年十一月に地方消費税に関する検討会報告書が出されまして、その十五ページに記載があるものだと承知しております。

地方消費税に関する検討会報告書十二ページで県民経済計算というものに触れられています。どう書いてあるかといいますと、「都道府県別の最終消費等を把握する統計として、県民経済計算や都道府県別の産業連関表があるが、その推計方法は必ずしも全都道府県統一ではないこと等から、直ちに用いることは難しい。」とされています。

地方消費税の清算基準に用いることができるかどうかはともかくとして、このような県民経済計

算の現状をこのまま放置していいのか、総務大臣の御所見を伺います。

国務大臣（野田聖子君） 県民経済計算についてのお尋ねがありました。

今回の検討会において、県民経済計算の利用についても検討が行われましたが、その推計方法が必ずしも全都道府県で統一されていないこと等の課題が指摘されたところです。直ちに清算基準として用いることは困難とされました。一方、検定会報告書においては、全国統一的な作成といった統計の見直しが行われた場合には改めて清算基準の在り方も検討されるべきと指摘されています。

そのことから、将来的にこうした条件が整えば、清算基準における県民経済計算などの活用についても検討されるべきだと思います。

吉川沙織君 県民経済計算の活用についても検討されるべきという答弁でございましたけれども、この地方消費税に関する検討会、昨年四月二十五日に開催された第一回の議事概要によれば、「今回の課題は、都道府県の最終消費を如何に正確に計るかということに尽きる。各都道府県の消費を計っているものとして、県民経済計算があり、本来ならばその消費統計を利用するべきではあるが、これは十分に信頼できる方法では推計されていない。」と指摘されています。

政府自身が統計改革、先ほど、この国会に統計

法も、平成十九年に全部改正された統計法、それ以来の今回統計法の提出だと思えますが、政府自身が統計改革、統計改革叫んでいる中、こういう現状を放置していいのか。これ、総務省の自治税務局長に伺います。

政府参考人（内藤尚志君） お答え申し上げます。

私どもといたしましても、総務省の統計関係部局に対しまして、統計の改善方につきましても要請をしまいたいと考えております。

吉川沙織君 平成二十九年六月二日に開催された第二回地方消費税に関する検討会資料三の二ページの留意点には、「地方消費税の清算基準との関係においては、都道府県ごとの産業連関表・県民経済計算の動向は重要。」と明記されています。かかる点から、県民経済計算は非常に重要視されていることが見て取れます。

ただ、先ほど、済みません、自治税務局長に御答弁いただきましたが、この県民経済計算の所管は内閣府でございます。そこで、内閣府に幾つか伺っていきたいと思います。

県民経済計算については、先ほどから議論になっておりますとおり、その推計方法が必ずしも都道府県統一でないとのことですが、実際のところ、いかがでしょうか。

政府参考人（長谷川秀司君） お答え申し上げます。

ます。

県民経済計算は、国民経済と県民経済の比較、それから県民経済相互の比較等、地域データとしての利用、分析面から諸要請に応えるため、全国共通の方式で推計がなされるよう、標準化の基準といたしまして、内閣府が作成しています県民経済計算標準方式のつとって各都道府県が自治事務として策定する統計でございます。

ただし、各都道府県で基礎資料の整備状況が異なること、精度向上のため独自で工夫を行っていることなどを背景といたしまして、細部におきましては各都道府県で違いがあるものと承知しております。

内閣府といたしましては、比較可能性の更なる向上が図られますよう、推計方法が未公表となっている県に対しましてその公表を促すとともに、推計方法についてできるだけ国が示す方法に整合するものとなるよう、都道府県との会合、会議など機会を通じまして、各都道府県に対して要請を行っているところでございます。

吉川沙織君 県民経済計算は標準方式のつとって計算をされていると答弁でありましたけれども、では、現在の標準方式についてどういう方式取っているのか、年式だけで結構です、お願いします。

政府参考人（長谷川秀司君） お答え申し上げます。

ます。

現在の県民経済計算の標準方式でございますが、国の定めます、基づきます平成二十三年基準改定の前の基準で対応しているところでございます。

そして、議員今お話にございました基準につきましては、平成二十七年度の県民経済計算は、国民経済計算に準拠いたしまして、最新の国際基準であります二〇〇八SNAへの対応を含む平成二十三年基準で推計されることとなります。

吉川沙織君 多分次の問いの答弁だったと思うんですけど。

県民経済計算の現在の標準方式は今年今月出された県民経済計算標準方式平成二十三年基準版で、この地方消費税に関する検討会の議論が進められていたときは前の基準は平成十七年基準版だと思いますが、それで議論がされていきました。今年六月にも公表される県民経済計算は、新基準である平成二十三年基準で計算されたもので認識は合いますか。

政府参考人（長谷川秀司君） 御答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、平成二十七年県民経済計算は、国民経済計算に準拠し、最新の国際基準であります二〇〇八SNAへの対応を含む平成二十三年基準で推計されるものと認識しております。

吉川沙織君 実は今、県民経済計算の話が地方

消費税の検討会報告書の中にたくさん出てきたので、そのお話をさせていただいておりますが、去年のちよつと三月は、国民経済計算についてこの総務委員会で取り上げました。

国民経済計算、いわゆるGDP統計については平成二十八年の十二月から、平成二十三年基準というのが一番新しい基準ですけど、それで数値が公表されています。それで、最新の数値は三十一・六兆円も大幅に、まあ改定幅の効果によって大きく数字が増えました。

この県民経済計算も今年の六月に一番新しい数値が発表されることになると思っていますが、国で三十一・六兆円、改定でいわゆる押し上げ効果があつて、県民経済計算も今年六月に平成二十三年基準版で計算されたら大きく数値が去年と比べて上がるという、そういうことでよろしいんですか。

政府参考人（長谷川秀司君） お答え申し上げます。

平成二十七年県民経済計算につきましては、現時点で多くの都道府県においてまさに作業中でございます。まだ全ての都道府県の結果が出そろっておりませんので、まだその結果についてはお答えすることはできません。

ただ、先生、お話ございましたけど、国民経済計算の名目GDPへの上方改定がされました主な

要因となつています研究開発、いわゆるR&Dの投資への計上は県民経済計算においても同様に行われる予定でございます。このため、県民経済計算における一国合計値についても同様に影響はあると考えられますが、各都道府県における影響については産業構造等の差によりましてそれぞれ異なるものと認識しております。

吉川沙織君 少し基準改定のお話をさせていただきましたけれども、地方消費税に関する検討会の中でも、報告書の中でも、県民経済計算は本来使えた方がいいだろう、統計の精度を上げるために、統計のカバー率、今回減りましたけど、また上げるためにはやっぱり使える統計になった方がいいだろうということは論をまたないと思います。各都道府県への支援体制はもちろん、県民経済計算のその在り方を見直すつもりは、内閣府所管の官庁として見直されるつもりはないでしょうか。

政府参考人（長谷川秀司君） お答え申し上げます。

県民経済計算は自治事務ということでございますが、私どもも支援すべく、現在、様々な対応をしております。

内閣府といたしましては、県民経済計算の更なる改善に向けまして、各都道府県の照会等に迅速丁寧に対応するとともに、主管課長及び実務担当者との全国会議の開催、それからまた、各都道府県

が主催いたしますブロック会議への参画等を通じまして情報共有を図るなど、各都道府県への支援を続けてまいりたいと思っております。

吉川沙織君 内閣府としては標準方式をお示しいただいて、何か支援体制を充実していただくよう努力をしていただけたらということでしたが、自治事務ということで、そうなりますと、これは森林環境税の議論の中でも、その報告書の中でも、検討会の中でも出ましたけれども、人的体制の側面の課題というのもあるのかなと思えます。

統計行政においても、例えば都道府県の統計に携わる人が一統計で何人いるのか、それともいろいろなのか。産業連関表を担当している人と県民経済計算を担当している人が同一なのか、違うのか。そのときだけ関わっているのか、そうでないのか。人的体制というのは非常に重要であると思えます。自治体における統計行政についての人的体制について、総務省、把握されていますでしょうか、お伺いいたします。

国務大臣(野田聖子君) 地方自治体における統計関係業務については、業務のIT化や民間委託の進展など業務の効率化に伴い、携わる職員が減少しています。このため、自治体によっては経験の長い専門的な人材の確保、育成が困難となる場合も生じていると承知しています。

一方、プライバシー意識の高まりなどによって

調査環境が悪化し、それに対応するための新たな業務が必要になってきている自治体もあるものと認識しています。

このため、総務省としては、オンライン研修などにより自治体の統計職員の育成を支援するとともに、統計調査をめぐる地域ごとの課題に取り組み自治体を技術面、体制面から個別に支援するなど、連携を強化していくこととしていただいております。

吉川沙織君 自治体は、人が少ない中でいろいろな業務を兼ねて、防災においても統計行政においても、それから森林行政においても同様だと思いますが、是非総務省としても、それから県民経済計算等を所管する内閣府においても支援体制はしっかりとやっていただきたいと思いますし、まず現状把握をしていただければと思います。

この地方消費税に関する検討会については、その報告書はもちろん、公表されている議事概要、配付資料については全て拝読いたしました。ただ、非常に残念な事実が一つだけございました。それは、計七回行われた検討会のうち最も大事と思われる論点の整理が行われた第五回検討会、第六回検討会の議事概要が昨日まで掲載されていなかったことです。ちなみに、第五回検討会は昨年九月二十二日開催、第六回検討会は昨年十月二十五日の開催でございましたが、総務省に事実関係をお

伺いいたします。

政府参考人(内藤尚志君) お答え申し上げます。

大変申し訳ないこととございますけれども、御指摘の第五回及び第六回の議事概要は掲載が大変遅れまして、昨日、三月二十二日に総務省のホームページに掲載したところでございます。

吉川沙織君 業務量が非常に多くなっておりますけれども後回しになりがちになるといったことは重々承知はしていますが、今回、この地方消費税の清算基準の見直して平成九年に制度ができて抜本的見直しと言われているものですから、昨日まで論点整理の第五回検討会の議事概要と第六回の検討会議事概要が掲載されていなかったことは望ましいことではないと思えます。

これらは行政文書として、立法府たる国会での議論、国民への情報提供の側面から非常に大事なことと思えますので、今後は是非留意していただければと思います。

そこで、ここからは三権分立の根幹を揺るがしかねない公文書改ざん問題から、その管理の在り方についてお伺いしていきたいと思えます。

ただ、最初に一点だけ申し上げたいと思えます。昨日、懇切丁寧に会計検査院に質問通告を出した数時間後に通告内容と全く同じ内容の報道が出ました。会計検査院に関しては、改ざんされた文

書が見抜けなかった等の指摘を最近受けており、国会で取り上げられる前に誰かがリークしたのではないかとの疑念を抱きます。仮にそつだとすれば、信義則に反すると考えます。そのことだけ申し上げて、会計検査院に問うていきたいと思えます。

三月一日の予算委員会で、公文書管理について会計検査院長にお伺いしましたら、憲法第九十条や検査院法第一条に基づき、国会及び裁判所に属さず、内閣からも独立した機関であること、国会からの検査要請については、要請を真摯に受け止め、受諾して検査を実施したこと等の答弁がございました。

今回の財務省における文書改ざんは、行政全体の信頼を揺るがしかねない事態であるだけでなく、財政民主主義の仕組みの一つである会計検査の信頼をも揺るがすおそれがある事態であると捉えています。だからこそ、今こつやつてお伺いをしようとしていきます。

改ざん問題が報じられた三月二日に国交省は財務省から文書入手し、記載が異なる点を見付け、三月五日に国交省が所有していた文書のコピーを財務省に渡したと報じられています。

会計検査院は、国交省から例えば当該コピーの提出を求め、精査し、国会法第一百五十五条の規定に基づき検査要請を行った本院に対し再度報告を行う

ことが会計検査制度の信頼確保のために必要ではないかと考えますが、会計検査院の見解をお伺いいたします。

説明員（宮川尚博君） お答え申し上げます。文書の書換えの問題に関しましては、決裁文書に関する問題が明らかになっておりますことから、国会での御議論も踏まえまして、決裁文書の書換えに至る経緯及びその内容を確認するなどしてまいります。このように考えているところでございます。

吉川沙織君 国会に対しては、参議院は昨年三月六日、参議院の予算委員会において、国会法第一百五十五条の規定に基づいて会計検査院に検査の要請を全会一致でいたしました。でも、その十一月十二日に本院に提出された報告の内容の前提となる文書が改ざんされていて、どんだんどの違うものが出てきているので、検査は日常業務と存じております、承知しております。ただ、もう一回本院に対して、違う内容となるのであれば報告をされてはいかがでしょうかとお伺いしています。説明員（宮川尚博君） 繰り返しになりますが、決裁文書の書換えに至る経緯及びその内容について確認するなどの検査をした上で、報告すべき事項があれば適切な時期に適切な方法で報告してまいります。と承知しております。

吉川沙織君 今回、財務省が改ざんを認めた文

書について、昨年の会計検査において会計検査院が財務省に対し提出を求めたものか、確認をさせていただきます。

説明員（宮川尚博君） 今回、財務省から書換えがあったとされる十四件の文書がございます。それにつきましては、会計検査院が財務省に検査の過程で要求していたものでございます。

吉川沙織君 会計検査院が要求していたものが改ざんされていたということですが、会計検査院法は受検義務というものを会計検査院法第二十五条及び第二十六条で定めています。この受検義務については、平成十七年の会計検査院法改正の際法定されました。

この改正について、三月一日、予算委員会で会計検査院長に問うたところ、「参議院におきまして会計検査機能の充実等について御検討いただき、決算委員会の御提案で行っていただいた経緯がございます。」「会計検査の受検義務に関しましてはこの改正前から、会計検査院の検査を受けるものは、その活動の原資が国民の負担による税金等であることに鑑みまして、その会計経理について説明責任を負っており、実地検査や資料の提出の要求には当然応ずべきものと考えられてきたところではございますが、検査のより一層円滑な実施のためには、実地の検査を受けるもの及び資料等の提出の求めを受けたものの受検義務を法文上明記

する必要があると判断されたものと承知しております。」と答弁されました。

ここで会計検査院に伺います。

財務省が会計検査において改ざんした文書を提出していたことは、会計経理についての説明責任を果たすものとは言えず、円滑な会計検査の実施を妨げた可能性があります。

また、財務省と国交省から内容の異なる貸付決議書を受け取った会計検査院に対し、財務省は調査時に財務省提出が最終版、国交省のものはドラフト版と説明していたともされます。財務省は文書を改ざんしただけでなく、取り繕つように会計検査院に対し虚偽の報告までしたこととなります。このような一連の財務省の対応は、会計検査機能の充実等を図るために規定された会計検査院法の受検義務に反するものではないでしょうか、会計検査院にお伺いいたします。

説明員（宮川尚博君） お答え申し上げます。

会計検査院の実施した検査におきまして、真正でない資料が提出されたことは極めて遺憾なことであり、あつてはならないこと、そういうものであると考えております。

吉川沙織君 あつてはならないということは受検義務に反するといふ、こつこつ理解でよろしいでしょうか。

説明員（宮川尚博君） 繰り返しになりますが、

あつてはならないことでございますので、そういうことはしてはならないことであるということでございます。

吉川沙織君 平成十七年の会計検査院法は、この参議院が中心になってやったものです。その受検義務に明らかに二重の意味で財務省は残念ながら違反をしている疑いが強いんです。だから、その法定された受検義務の第二十五条及び第二十六条に反しているという理解でよろしいですね。

説明員（宮川尚博君） 会計検査院の検査を受ける、提出の要求を受けたものは、これに応じなければならぬというふうの規定されており、応じなければならぬというのは真正な文書を提出するということでございますので、その部分に反しているということだと思っております。

吉川沙織君 実は、この会計検査院法第二十五条及び第二十六条、この受検義務、「検査を受けるものは、これに応じなければならぬ。」と、こつ法定で義務化されています。ただ、残念ながら会計検査院法には罰則規定がありません。その代わりに懲戒処分が要求ができるというのが会計検査院法第三十一条にあって、それが罰則の代わりの担保となっていると、こつ理解されています。会計検査院法第三十一条第二項に基づく懲戒処分の要求は、一般論で結構です、どのようなときに行われるのでしょうか。

説明員（宮川尚博君） お答え申し上げます。

会計検査院法第三十一条第二項は、国の会計事務を処理する職員が第二十六条の規定による要求を受けこれに応じない場合などについては懲戒処分の要求をすることができると規定しております。この応じない場合とは、国の会計事務を処理する職員に故意又は重大な過失があることと解されており、これに該当する場合は懲戒処分の要求の対象となり得るものかと考えられます。

吉川沙織君 では、続けて伺います。

今回のように組織的に文書の改ざんが行われるようなケースは、これは後で取り上げますけど、公文書管理法第一条の目的のところでは、公文書は国民共有の知的資源、民主主義の根幹を成すことと定められています。組織的に文書の改ざんが行われるようなケースは残念ながら大変悪質であり、大幅に書き換えた文書を会計検査院に提出したとしても、これは検査院の提出要求に応じたものとは言えないと思います。

検査院の職務遂行に当たって、最も基本的な検査手段を脅かすものとして、財務省の処分をまつまでもなく、懲戒処分の要求を会計検査院法第三十一条第二項の規定に基づいて行う必要があるのではないかと考えますが、会計検査院の御見解をお伺いいたします。

説明員（宮川尚博君） お答え申し上げます。

お尋ねの懲戒処分要求につきましては、事実関係を踏まえ、法に定められた要件に該当するかについて検討してまいります。

吉川沙織君 第二十五条及び第二十六条に反しているとは先ほど答弁いただきました。明らかにこれ事実積み上がっていると思うので、検討するフェーズではないと思います。これは国会、立法府の意思もないがしろにされ、財政民主主義の一つである検査院もこれはないがしろにされたという事です。財務省の中の処分をまつまでもなく、第三十一条第二項の規定に基づいて懲戒処分の要求を行うべき事例だと思いますが、いかがでしょうか。

説明員（宮川尚博君） お答え申し上げます。三十一条の規定でございますけれども、第二十六条の規定による要求を受けこれに応じない場合とございます。二十六条の方では、帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出の求めを受けたものはこれに応じなければならぬというふうに規定されております。

これに応じなければならぬというところにつきましまして、真正なものが出ておりませんが、該当するといふふうには考えておりますが、受けたものといふところが更に調査、検討しないと該当するか今確認中というところでございます。

吉川沙織君 では、せっかくその罰則規定がな

い代わりに懲戒処分の要求の法律があるにもかかわらず、まだまだそんなのは使つつもりないよということではないですか。

説明員（宮川尚博君） 法に定められた要件に該当するかを検討してまいることでございます。まして、懲戒処分要求をしないと決めたということではございません。

吉川沙織君 今回の件は、これまでの会計検査院の検査報告、私も、三月一日、予算委員会で基本的質疑に臨むに当たって、まさか改ざんされた文書が国会や会計検査院に出されているなんてつゆにも思いませんでしたけれども、結果、出されていて、会計検査院法、いろんなことを定めていて、今まで国会に提出された決算検査報告でも、例えば資料提出の要求にちゃんと応じなかった不誠実な事例とか、ちゃんと検査報告に載っていません。

今回の件というのは、今までの検査報告の公正性と妥当性までもが疑われかねない、そういう事例だと思っております。財政民主主義の一つを担う会計検査院として、ここはちゃんと検討して、そういう方向であるということではないですか。

説明員（宮川尚博君） お答え申し上げます。まず、会計検査院の実施した検査におきまして真正でない資料が提出されたことは極めて遺憾なことであり、あつてはならないことである、この

ように考えているところでございます。

重ねてのお答えになりますが、お尋ねの懲戒処分要求につきましては、事実関係を踏まえ、法に定められた要件に該当する場合には懲戒処分要求を発動する、そういうことになると思いますが、ただいま検討しているところでございます。

吉川沙織君 財務省の中で処分をする前に、まず本間に、議会制民主主義はもちろん、三権分立国民全体、行政全体の信頼性を損なうようなことが起きましたので、これは会計検査院として、財政民主主義の一つを担う会計検査院として、しっかり法にのっとってやっていただくべきことだと思います。

ここからは、公文書管理法に基づいて内閣府を中心に伺っていききたいと思います。

三月一日の予算委員会において、公文書管理の在り方について総理にお伺いしましたところ、この答弁がありました。「国会において御指摘されたことなどを踏まえて、政府としては、昨年末に行政文書の管理に関するガイドラインを改正をし、そして公文書管理の質を高めるための取組を行ったところであります。今後、同ラインに沿ってより適切な公文書の管理に努めてまいりたいと思っております。」と答弁されました。

その際も指摘しましたが、ガイドラインというのはあくまでも公文書管理法に基づき各行政機関

が規則を定めるに当たって踏まえるべき指針にすぎません。今国会で財務大臣も財務省理財局長も規則にのっとって保存しておりました、法律違反ではございませんと繰り返し答弁をされています。そこで、まず内閣府に、公文書管理法上、法令遵守、コンプライアンスを確保するための仕組みがあるかないかを確認させていただきます。

政府参考人（田中愛智朗君） お答えいたします。

お尋ねの公文書管理法につきましては、公文書管理法の趣旨を担保する仕組みといたしまして、まず、法第九条第三項において、行政文書の適正な管理を確保するために必要があると内閣総理大臣が認める場合に、各行政機関に対し報告あるいは資料の提出を求め、又は実地調査を行う権限が内閣総理大臣に与えられているところでございます。

また、このほか、法第三十一条において、改善等の必要があるとして公文書管理法を実施するため特に必要があると内閣総理大臣が認める場合には、各行政機関に対して改善すべき旨の勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求める権限が内閣総理大臣に与えられているところでございます。

吉川沙織君 今、公文書管理法第九条及び第三十一条を引いていただきましたが、この公文書管

理法制定時の国会審議において、例えば参議院内閣委員会では平成二十一年六月二十三日にやり取りが交わされていますけれども、今御答弁があった内容を当時の政府参考人は答弁されています。コンプライアンスの確保を図るため、内閣総理大臣による適切なチェックや改善措置についての制度化が盛り込まれていると答弁されています。そこで、内閣府にお伺いします。

内閣総理大臣による必要に応じた報告、資料の求め、内閣府の職員による実地検査、文書管理改善の勧告は、一般論で構いません、どのような場合に行われるんでしょうか。

政府参考人（田中愛智朗君） 今お尋ねの件は、実地調査等やあるいは勧告などの発動する具体的な要件ということになるのかと思えますけれども、公文書管理法に規定する権限の発動要件につきましては、まず、法第九条第三項の報告の求め等に係る権限につきましては、定期的な調査とは別に、行政文書管理上の問題が発生したときや制度運営上特定の行政文書の取扱いについて検討の必要が生じたときなど、行政文書の適正な管理を確保するために必要があると内閣総理大臣が認める場合に行使用することになるといふふうに認識しております。

また、法第三十一条の改善勧告についてですが、改善等の必要があるとして公文書管理法を実施す

るため特に必要があると内閣総理大臣が認める場合に行使用することになるといふところでございます。

吉川沙織君 今の内閣府の答弁を踏まえるならば、今回の財務省による決裁文書の改ざんは公文書管理法に反するものではないかと思えます。

そもそも、公文書を改ざんする行為自体が、公文書管理法第一条に規定されている、「公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、「行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに」、「現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。」との規定をないがしろにするものです。

さらに、公文書管理法第四条は、「行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう」、「文書を作成しなければならぬ。」と明確に定めています。

改ざん前の決裁文書と改ざん後の決裁文書を比較すると、文書作成当初は経緯も含めた意思決定に至る過程を明らかにするものとして文書に残しておくべきと担当者が判断し記載するに至ったで

ある特殊性とか価格交渉に関する記述、これらの事項を削除したことになり、改ざん後は公文書管理法第四条に明確に定めている合理的に跡付け又は検証することができる文書であるとは言い難いと思います。

総理は三月十二日の会見で、行政全体の信頼を揺るがしかねない事態であり、行政の長として責任を痛感しているとしながら、なぜこんなことが起きたのか、内容を解明するため調査を進めていく、財務大臣にはその責任を果たしてもらいたいとして、調査は財務省自身に任せる趣旨の発言をされています。

これは、公文書管理法、さつき第九条と第三十一条、コンプライアンスの条文を挙げていただきましたけど、内閣総理大臣に付与されている権限を半ば放棄するものではないでしょうか。内閣府見解を伺います。

政府参考人（田中愛智朗君） 御指摘の点については、行政機関の意思決定の基礎となる決裁文書について書換えが行われたということは、公文書への信頼、そして行政全体への信頼を揺るがしかねない行為であり、極めて重く受け止めているところでございます。その上で、今回の件については、現在、財務省において、なぜこのようなことが起きたのか全容を解明するための調査が行われており、また、検察による捜査も行われている

というところでございます。

御指摘の公文書管理法に規定する権限につきまして、行政文書の適正な管理を確保するため必要があると内閣総理大臣が認める場合等に実施されるものでございますが、まずは各行政機関において適切に対応することが重要であり、財務省の対応を見守っているところでございます。その上で、それぞれの事案の重要度や改善の進捗状況等を総合的に考慮し、行政文書の適正な管理を確保するために必要があると認める場合があれば、報告の求め等も含めた権限について行使していくことになるかと、かように考えてございます。

吉川沙織君 さつき、一般論としてこのコンプライアンスの条文の発動ってどういうときに行われますかとお伺いしたときの答弁を拝聴すれば、今回の事例ってそれを発動する案件だと思っんですが、続けて伺います。

三月一日の予算委員会において、実地調査及び内閣総理大臣による勧告の必要性について問うたところ、速記止まっちゃいましたけれども、内閣府担当大臣は、「真摯に受け止めて対応してまいりたい」「研修等で意識を高めていくこと等、適切に行われているかどうかの点検、監査を実施することも含めてしっかりと徹底をしまいたい」と、必要か否かについては答弁されませんでした。一方、官房長官は、「政府としては、公文

書管理法の趣旨にのっとり、そこは対応していく必要がある」と答弁されています。

公文書管理法が制定されるとき、平成二十一年五月二十九日、衆議院内閣委員会の参考人質疑では、公文書管理の在り方等に関する有識者会議座長の尾崎氏が、「法律の中には、コンプライアンスで内閣から勧告したりできますから、そういうようなことを重ねていけばやはり文化は次第に変わってきて、自分たちの大切な仕事として公文書管理の問題があるんだということが自然と理解されてくる」と発言をされておられます。

この発言を踏まえると、今回のように不適切な事例があった際には、内閣総理大臣の報告、資料要求、あるいは内閣府の実地調査の結果に基づき内閣総理大臣が勧告を行い、公文書管理の適正性を確保するというのが有識者会議報告が意図したコンプライアンス確保のための仕組みであったのではないのでしょうか。

コンプライアンス確保の仕組みが法律上設けられているのであるならば、積極的に活用し、国民の信頼回復に努めるのが公文書管理法を所管する内閣府の責務ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

政府参考人（田中愛智朗君） 先ほども答弁したところでございますけれども、具体の事例について、仮定のお話についてお答えするというのは

困難なところではございますけれども、それぞれの事案の重要度や改善の進捗状況を総合的に勘案し、行政文書の適正な管理を確保するために必要があると思われる場合があれば、報告の求めも含めた権限について行使していくというふうに考えてございます。

吉川沙織君 公文書管理法でコンプライアンス確保のための規定が置かれているにもかかわらず、皆様も内閣府の答弁お聞きになられたと思いますが、動きは鈍いと言わざるを得ません。

そこで、総務大臣に伺います。

政府内における第三者的な評価専門機関である行政評価局が、各行政機関に調査や点検を委ねるのではなくて、全府省横串で客観的な調査を行うことができるのは総務省だと思っています。このような場合に積極的に調査を行うことこそが、行政評価局が自らの役割とする国民に信頼される質の高い行政の実現につながるのではないかとと思いますが、御見解をお伺いいたします。

国務大臣（野田聖子君） お答えいたします。

大変な御期待をいただき、感謝をいたします。ただ、各行政機関の業務プロセスに応じて膨大かつ多様な内容を持つ公文書、この適切な管理に関しては各行政機関における責任を持った対応が重要であります。

文書の作成や管理を含む全体の公文書管理につ

いては、現在、昨年末の公文書管理のガイドラインの改正を踏まえて、年度内に各府省が行政文書管理規則を改正し、厳格なルールの下で公文書管理の適正な運用を図るとともに、研修の充実などにより各職員へのルールの徹底を図ることとしています。

また、本日、閣議の後の閣僚懇談会がございました。そのときに、安倍総理から各大臣に対し、四月からの新ガイドラインによるルールの徹底、電子決裁システムへの移行の加速について指示がございました。閣僚懇談会で私からも、業務効率化に資するため従来から推進してきた電子決裁の一層の推進のために、どのようなものがなぜ電子決裁でないのか、今後導入するにはどのような困難があるのか、個別に精査するため各大臣の協力をお願いしたところであります。また、公文書管理に関して昨年九月に行った勧告についても、勧告した内容を着実に実施いただくよう改めて要請をいたしました。

行政評価・監視を所掌する立場として、まず、こうした取組を含め、政府全体の取組状況について注視してまいります。あわせて、総務省として直ちにできることはしっかりと行ってまいり所存です。

吉川沙織君 今、二つの点で反論したいと思えます。

一つが、今朝の閣僚懇で、電子決裁へ移行加速など指示、文書改ざん問題という報が流れていますが、この電子決裁については電子決裁推進のためのアクションプランというのが平成二十六年に出されていて、最新の取組状況で、府省全体の電子決裁率は八八・八％、目標の六〇％を大幅に上回った、もう大分できてますよと言っているのと、今回の、あくまでも各行政機関に、文書管理規則にのっとってやりました、でもそれができていないのが分かったので電子決裁を進めれば直ちに解決するという問題では私はないと思います。

それから、内閣府が点検していることですが、「平成二十七年度における公文書等の管理等の状況について」の結果を見ると、全文書管理者の九九・九九％が点検を実施したと回答し、行政機関の九三・三％において監査を実施したと回答されています。その後に出てきたのが今回の問題です。これだけの回答、これだけ検査しています、点検していますといながら今回の問題ですから、これは、やはり総務省は今こそ行政評価局の機能を發揮して機動的調査をやるべき事案だと思います。ここで、ガイドラインの改正の経緯を見守ると御答弁の中でありましたので、また内閣府に伺います。

公文書管理委員会における公文書管理法施行五年後の見直しに関する検討内容、昨年のガイドラ

イン見直しに至る経緯について、簡単に結構です、内閣府に伺います。

政府参考人（田中愛智朗君） 今お尋ねいただきました行政文書の管理に関するガイドラインの改正につきましては、公文書管理法附則第十三条の規定に基づき、平成二十三年の公文書管理法施行から五年後となる平成二十八年に公文書管理委員会が取りまとめた公文書管理法施行五年後見直しに関する検討報告書を踏まえて、見直しの検討が始められたものでございます。

具体的には、昨年七月以降、第三者的立場にある公文書管理委員会において議論が進められ、行政文書の管理の在り方に関して国会等でいただいた様々な御指摘やパブリックコメントの結果等も踏まえた上で、行政文書の作成、保存に関する基準の明確化、文書の正確性の確保等と内容とするガイドラインの改正を昨年未行ったところでございます。

吉川沙織君 公文書管理委員会が平成二十八年三月に公文書管理法施行五年後見直しに関する検討会報告書で見直しの方向性をまず出して、この報告書を受け、去年の二月二十一日、これは元々見直しますと附則でなっていたので、その公文書管理委員会第五十三回ですけれども、そこで見直しの対応案が元々の方針ののっつと出されました。去年七月七日開催の第五十五回公文書管理委

員会において初めて保存期間一年未満の行政文書の扱いが検討対象として出てきて、九月十九日には、なぜだか内閣官房に設置された行政文書の在り方等に関する検討チームが保存期間一年未満の決裁文書について検討すると言い、翌々日の九月二十一日、内閣府事務次官による通知が出され、年末のガイドライン改正に至っています。

公文書管理法附則第十三条に規定する法施行後五年を目途とする見直しについて、内閣府は昨年のガイドライン改正をもってこれは見直しを行ったと捉えているんでしょうか、御見解を伺います。

政府参考人（田中愛智朗君） 公文書管理の見直しについては、昨今の国会等での様々な御指摘も踏まえ、例えば、各行政機関の裁量の余地が大きいと指摘された保存期間一年未満の行政文書について、その範囲を従来より大幅に限定すべく、一年未満の保存期間を設定し得る行政文書の類型を示すなど、公文書管理委員会において検討していただいた上で、その御議論も踏まえてガイドラインの改正を行ったところでございます。

この改正ガイドラインを踏まえまして、現在、公文書管理委員会によるチェックを経て、各府省の行政文書管理規則の改正を行っているところでございます。新年度より、より厳正な新しいルールの下で公文書管理を行うことが重要だということに認識しているところでございます。

吉川沙織君 今、第五十三回の公文書管理委員会と、私、第五十五回公文書管理委員会の議事録から引用して経緯を申し上げました。

一つ教えてください。第五十四回公文書管理委員会を開催した記録がどこを探しても私、見付けることができなかったんですけど、第五十四回公文書管理委員会はいつ開催したのか、後の答弁でも結構ですので、教えてください。

政府参考人（田中愛智朗君） 大変申し訳ございません。ちょっと今手元に日付の資料がございませんので、後ほどお答えしたいと思えます。

吉川沙織君 後ほどお答えいただければ結構なんです。

これ、ずっと内閣府にそれぞれの年度の委員会開催状況が載っているんですけど、二〇一六年度委員会開催状況は、第五十三回、二〇一七年二月二十一日開催で終わっています。二〇一七年度委員会開催状況を見ると、最初が第五十五回、二〇一七年七月七日開催で、過去のをずっと見たんですけど、持ち回りだったら持ち回り開催と書いてあって、ちゃんと一回からずっと数字積み上がっているんですけど、第五十四回は何かの共催かなと思って、いろいろ昨日、夜中見てみたんですけど、どこを見ても見付かりませんでしたので、ちょっと今の委員会中に教えていただければと思います。

次に、この公文書管理法を制定したときに、こ

の立法府たる国会が附帯決議として付けた項目について少し伺いたいと思います。

公文書管理法の国会審議において、参議院内閣委員会は平成二十一年六月二十三日、二十一項目から成る附帯決議を行っています。その十八項目において、法施行後五年後の見直しに当たり、「公文書管理法における内閣総理大臣の権限及び公文書管理委員会の在り方についても十分検討すること。」とされています。

公文書管理委員会において公文書管理法施行後五年後の見直しに関する検討報告書を取りまとめるに当たって、内閣総理大臣の権限及び公文書管理委員会の在り方について議論はなされたんでしようか。

政府参考人（田中愛智朗君） 公文書管理の適正化に向けた主な取組として、公文書管理委員会において二十九年二月に議論を行ったところでございまして、その中では、文書の適切な歴史的価値判断の徹底、あるいは人材育成、体制の強化といったことを打ち出したところでございます。

吉川沙織君 実は、この公文書管理法制定のときに附帯決議を付けているのはこの参議院の内閣委員会だけです。その中に明確に、これは質疑の中で出ていたからですけれども、内閣総理大臣の権限及び公文書管理委員会の在り方についても今後見直すときには議論してくださいねと政府に

対して要請をしているんですが、どこを探しても残念ながら、今回反映されている節はありません。そこで、今回のガイドライン改正の経緯の在り方についてお伺いしたいと思います。

平成二十九年最初、七月七日に開催された第五十四回はどこに行つたのか分かりませんが、第五十五回公文書管理委員会の時点で、議事録最終ページによると、内閣府はこう言っています。「年末にはこの公文書管理委員会でガイドライン改正の内容を確定していただくというようなことをお願いしたい。」。改正に関する議論を区切ってしまっています。

平成二十九年内のガイドライン改正に、これ総理が何回も衆参の予算委員会で答弁されていたからかも分かりませんが、二十九年内の改正に間に合わせるため、議論が十分とは、それこそ参議院内閣委員会が付けた附帯決議の内容も全く議論された形跡がありません。議論が不足していたのではないでしようか。御見解を伺います。

政府参考人（田中愛智朗君） 今回の行政文書の管理に関するガイドラインの改正の経緯につきましては、公文書の扱いについて昨年の国会においても様々な議論がなされてきたということも踏まえまして、それに対応するということを考えて、今回のガイドラインの見直しの議論を進めてきたところでございます。

ガイドラインの議論につきましては、先ほど御指摘いただいたように、七月以降してまいつたのでございますけれども、年内に、つまり十二月までにガイドラインを取りまとめることにより、その後、各府省の行政文書管理規則を改正し、新年度からこれを実施するということができるということで、こついった検討を進めてきたところでございます。

吉川沙織君 新年度から新しい改正ガイドラインを施行させて、それにのっとってやっていくというのは分かりますけれども、例えば、立法府が意思として示した内容が議論の中で反映された形跡がないとかいうのは、やっぱりちょっとつらいです。ですので、政府全体として改めて実態調査を行い、それを踏まえて再度検討することが公文書管理に対する信頼回復、ひいては行政に対する国民の信頼の獲得につながるのではないかと考えます。

そこで、今回の地方税の改正に戻りたいと思いますが、政府と立法府の関係で、衆議院でもかなり議論になりましたし、平成二十八年度税制改正の審議においてもこの参議院総務委員会がこれが一穴になりやしないかと苦言を呈された自民党の委員の方がいらつしやいましたけれども、固定資産税の特例措置については、今まさに今日この段階で立法府たる国会で審議されている途中

です。

市町村の基幹税である固定資産税の減収につながるおそれもあることから多くの懸念が示されたものですが、これ実は、三月十六日、参議院本会議で経産大臣が自治体向けに経産省として説明会を行っているという答弁があつたので、じゃ、どんな資料を使って説明されているんだろつと思つて見てみましたところ、既に確定事項であるかのような表現ぶりをしているなど、立法府での審議をないがしろにするような説明にも見えなくはないんです。

総務大臣、何か御感想ありますでしょうか。

国務大臣（野田聖子君） 吉川委員から御指摘いただきましたので、速やかにこのチラシについて調査をさせていただきました。

中小企業庁が作成したチラシなんです。総務省に対しても、固定資産税の特例に関してその事実関係に誤りがないかどうか、事務的な照会はあつたそうです。平成二十九年十二月二十二日に閣議決定された平成三十年年度税制改正の大綱等の内容に照らして事実関係には特段の誤りはない旨回答したと聞きました。

言つまでもなく、法案についての国会における審議が前提となるものですから、こつしたチラシについては所管省庁においてきちんと丁寧に対応する必要があると私は思います。

吉川沙織君 ありがとうございます。

確かに、もう今の与党の数と野党の勢力を見比べますと、これは何回もこの場でも申し上げていきますけれども、法案が実際に内閣から国会に提出をされ、付託されて採決されれば、通るのはもう明らかではあります。ただ、やっぱり、立法府たる国会で審査をしている法案が、あたかも確定、結構ちよつとなかなか派手な書きぶりですので、少し大臣に感想をお伺いしました。

ちなみに、総務省も毎年一月に全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議で翌年度の事務に支障を来さないための説明会は行っていますけれども、これは事実関係を淡々と新年度から滞りがないように行つていて、資料ももう既に示されているものを使ってやられていますので、立法府の立場にいる人間として少しお伺いをさせていただきました。

行政の信頼性獲得に関連して、地方交付税の算定についてもお伺いしておきたいと思えます。

地方交付税の算定は、毎年度、膨大な資料を基に行われています。この算定事務が関係者しか分からず閉鎖的だとの指摘が行われることが、地方団体の様々な行政経費を捉え、共有の財産を公平に配分するためには複雑かつ専門的にならざるを得ないのは仕方がない側面があると思えます。ただし、地方交付税の原資も国民の税金です。それ

からすると、算定に用いられる資料や算定自体に疑念が持たれぬようにしなければならぬというのは当然だと思えます。

この点、地方交付税法第十七条の三では、総務大臣と都道府県知事が、交付税の額の算定に用いた資料に関し検査を行わなければならない旨規定されていますが、実は、この検査の実態、どこを調べてもよく分かりませんでした。

そこで、この検査が総務省及び都道府県において具体的にどのように行われているのか、実態について少し教えていただければと思います。

政府参考人（黒田武一郎君） お答えいたします。

地方交付税の検査につきましては、今御指摘いただきました地方交付税法第十七条の三の規定に基づきまして、国は都道府県及び政令指定都市、都道府県はこの政令指定都市以外の市町村について行っております。

具体的には、全ての地方団体につきまして、少なくとも三年に一度は検査を行うことといたしまして、数名体制で対象団体に出向きまして、役割を分担して、交付税額の算定に用いた基礎数値が国の統計であるとか道路台帳等の数値と合致しているのか、記載誤りや計算誤り等がないかを調査しております。

この検査の結果、交付税の額の算定に用いた基

礎数値に錯誤を発見した場合、これは基準財政需要額なり基準財政収入額を変更すべき場合ということになります。それにつきましては最大五年間遡りまして、当該年度又はその翌年度の算定に反映いたしております。

吉川沙織君 今日、総務委員の皆様のお手元に交付税特会歳入歳出予定額各目明細書が配られているかと思いますが、この最後のページに検査旅費として三百四十六万円が計上されています。

総務省は、今担当者を区切つてとおっしゃったので全部は行ってないと思いますが、総務省は四十七都道府県全てに職員を派遣して検査をされているのでしょうか、お伺いします。

政府参考人(黒田武一郎君) この平成三十年度当初予算案におきましては、交付税検査の旅費としまして三百四十六万円をお願いしております。この旅費の積算でございますが、三名の検査員が都道府県と政令市に対しまして三年に一度検査することを前提に、全国平均的な単価を使用して積算しているものでございます。

吉川沙織君 検査はどのように行っているのかを、例えば台帳が整備されているか、先ほども少しありましたけれども、どの資料の計数を算定に用いたのか等の事実関係を確認することはできると思つんですが、資料の計数そのものが適正であるかどうかについての確認は行っているんでしょ

うか。この計数が、先ほど資料が真正でないとか、かなりやり取りありましたけど、計数が真正であることの確認は自治体の監査で行われるべきと整理して交付税検査では行ってないという、こういうやり方もあると思つんですが、どつちなんだろうかと。

政府参考人(黒田武一郎君) お答えいたしません。

この交付税検査におきましては、算定に用いる基礎数値が各種の統計数値や地方団体に備付けの義務のあります道路台帳等による数値と一致していることの確認にとどまらず、例えば、既に供用を廃止した旨の公示を行った道路につきましては、それが道路台帳から削除されているかどうかを含めまして確認しているところでございます。

吉川沙織君 では、地方交付税法第十七条の第三項に、例えば、都道府県が管内の市町村に対して検査を行っているか否かの事実を、総務省として、これは法に書いてあるので把握されていると思ひますが、都道府県が管内の市町村に対してどのような検査を行っているかは把握しているのでしょうか。検査の方法について、例えば総務省がガイドラインを示す等の助言なんかは行われているのでしょうか。

政府参考人(黒田武一郎君) これは法に定められておりますが、都道府県が行う市町村分の地方交

付税検査につきましては第一号の法定受託事務でございまして、検査の実施に当たりまして、よるべき基準としまして私どもの方で地方自治法に基づく処理基準を定めまして、その徹底を図っております。

また、検査項目ごとの注意事項や検査資料等を取りまとめました地方交付税の検査要領を配付いたしまして、一定の検査水準が確保されるように助言をいたしているところでございます。

吉川沙織君 地方交付税の原資は国民の皆様のお金でございますので、そういう検査要領を整備してちゃんとした計数が取れるようになっていくということは、なかなかこういう地方交付税法、地方税法で出てこないもので、今回の行政の信頼性獲得の観点からお伺いをさせていただきます。

内閣府、第五十四回公文書管理委員会はいつ開催されたのでしょうか。

政府参考人(田中愛智朗君) 大変申し訳ございませんでした。

公文書管理委員会第五十四回については、ホームページに掲載が漏れてございまして、大変おわび申し上げます。開催は平成二十九年三月に持ち回りで開催しているところでございます。

内容につきましては、組織の新設、改廃に伴う形式的な公文書管理規則の改正ということで、持ち回りで開催したということでございます。

吉川沙織君 今回の地方消費税の清算基準の件も、それから今回、この公文書管理委員会、これだけ議論になっている中で、私は本当に探したんです、昨日の夜中。でも、第五十四回は見付からなくて。

今ほどこの行政の信頼性が問われている中で、私たち立法府に身を置く議会人の立場からはそういう行政のチェック機能というのをこれからもしっかり果たしていきたいと思しますので、これからもどつぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。